

令和 6 年第 2 回定例会

斑鳩町議会会議録

令和 6 年 6 月 3 日

午前 9 時 30 分 開会

於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員 (12 名)

1 番	溝 部 真紀子	2 番	齋 藤 文 夫
3 番	中 川 靖 広	4 番	小 城 世 督
5 番	伴 吉 晴	7 番	嶋 田 善 行
8 番	井 上 卓 也	9 番	横 田 敏 文
10 番	宮 崎 和 彦	11 番	濱 眞理子
12 番	木 澤 正 男	13 番	奥 村 容 子

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	福 田 善 行	係 長	吉 川 也 子
--------	---------	-----	---------

1, 地方自治法第 121 条による出席者

町 長	中 西 和 夫	副 町 長	加 藤 恵 三
教 育 長	山 本 雅 章	総 務 部 長	西 巻 昭 男
総 務 課 長	松 岡 洋 右	安全安心課長	曾 谷 博 一
政策財政課長	中 尾 歩 美	税 務 課 長	真 弓 啓
住民生活部長	栗 本 公 生	住民生活部次長	北 典 子
福 祉 課 長	中 原 潤	子育て支援課長	佐 谷 容 子
国保医療課長	猪 川 恭 弘	環境対策課長	東 浦 寿 也
都市建設部長	上 田 俊 雄	建設農林課長	手 塚 仁
都市創生課長	福 居 哲 也	上下水道課長	岡 村 智 生
会 計 管 理 者	安 藤 晴 康	教 育 次 長	本 庄 徳 光

1, 議事日程

日 程 1. 会議録署名議員の指名

日 程 2. 会期の決定について

- 日 程 3. 厚生常任委員長報告について
- 日 程 4. 総務常任委員長報告について
- 日 程 5. 議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 6. 議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程 7. 議案第31号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日 程 8. 議案第32号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例について
- 日 程 9. 議案第33号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日 程10. 議案第34号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結について
- 日 程11. 承認第4号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程12. 承認第5号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程13. 承認第6号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）
- 日 程14. 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について）
- 日 程15. 承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）
- 日 程16. 承認第9号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）
- 日 程17. 承認第10号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）につい

て)

- 日 程 18. 承認第 11 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 19. 承認第 12 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 20. 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて
- 日 程 21. 報告第 5 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 1 号）について）
- 日 程 22. 報告第 6 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）
- 日 程 23. 報告第 7 号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）について）
- 日 程 24. 報告第 8 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日 程 25. 報告第 9 号 令和 5 年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について
- 日 程 26. 報告第 10 号 令和 5 年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

1, 本日の会議に付した事件
議事日程に同じ

(午前9時30分 開会)

○議長（中川靖広君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、全員出席であります。

これより、令和6年第2回斑鳩町議会定例会を開会します。

ただいまから、本日の会議を開きます。

初めに、町長より議会招集のあいさつをお受けします。

中西町長。

○町長（中西和夫君） おはようございます。

令和6年第2回町議会定例会を招集いたしましたところ、議員皆様には、公私何かとお忙しい中、ご出席を賜り、厚くお礼申しあげます。

平素は、町政諸般にわたり、格別のご支援とご協力を賜り、心から感謝を申しあげます。今年度も、既に2か月が経過いたしました。未来へ続く斑鳩を創るため、「選択と集中」を基本として編成した令和6年度予算につきましては、職員と知恵を出し合いながら、一丸となって、積極的に事務事業に取り組んでいるところであります。議員皆様方におかれましては、さらなるご理解・ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

さて、本定例会は、斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてなど、22議案を提出させていただいております。

いずれの議案につきましても、温かいご審議を賜りまして、原案どおりご承認くださいますようお願い申しあげます。

なお、提出議案の説明は、後刻とさせていただくこととし、簡単ではございますが、招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川靖広君） ただいまから、議事に入ります。

本定例会の議事日程は、お手元に配布しております議事日程表のとおりであります。

よって、これに従い議事を進めてまいります。

まず、日程1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第127条の規定により議長において指名します。

本定例会の会議録署名議員には、7番、嶋田議員、8番、井上議員を指名します。

両議員には会期中よろしくお願いいたします。

続きまして、日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期を本日から本月20日までの18日間と定めることについて、ご異議

ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君）異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から本月20日までの18日間と決定しました。

次に、日程3．厚生常任委員長報告についてを議題とします。

令和6年第1回斑鳩町議会定例会において、厚生常任委員会の閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

1番、溝部委員長。

○厚生常任委員長（溝部真紀子君） それでは、閉会中の5月21日に開催した厚生常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

はじめに、継続審査案件であります環境保全及びごみ減量化・資源化の推進に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、町内一斉清掃活動である「いかるがの里クリーンキャンペーン」について、本年は、6月1日の土曜日に実施予定と報告がありました。委員より、参加者数について質疑があり理事者より答弁されています。

継続審査については、報告を受け一定の審査を行ったということで終わりました。

次に、各課報告事項として、令和5年度国民健康保険税の不納欠損について報告がありました。委員より年々人数が増加している傾向の理由があるのか、また議長より不納欠損する前に何か手立てがないのか、質疑があり理事者より答弁されています。

次に、令和5年度介護保険料の不納欠損について報告がありました。委員より資産を調査する際に関係部局で共同して調査しているのか質疑があり理事者より答弁されています。

次に、令和5年度後期高齢者医療保険料の不納欠損について報告がありました。委員より各個人により保険料の違いがあるのか質疑があり理事者より答弁されています。

次に、令和6年度新たな住民税非課税世帯等に対する給付金について報告がありました。委員より令和5年度の制度と今回は別の制度なのか、また議長よりこれは100%国の事業かどうか、税金を滞納されている方への給付金が差し押さえの対象になるのかと質疑があり理事者より答弁されています。

次に、口頭報告では、収集車等の事故が2件あったことについて、報告がありました。議長より損害賠償について、また事故の詳細について確認があり理事者より答弁されています。以上で各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より令和7年度に予定されている戸別収集のこれからのスケジュール等について、住民への理解について、高齢者等の安心サポートごみ収集の世帯数や、集積所について、また議長より戸別収集と自治会未加入の関係について質疑があり理事者より答弁されています。

以上が、閉会中の厚生常任委員会における審査結果の概要です。

なお、詳細につきましては会議録にまとめますので、ご一読いただきますようお願いしまして、厚生常任委員会の報告とさせていただきます。ご清聴ありがとうございます。

○議長（中川靖広君） 次に、日程4．総務常任委員長報告についてを議題とします。

同じく閉会中における継続審査とされましたことについての審査結果の報告を求めます。

2番、齋藤委員長。

○総務常任委員長（齋藤文夫君） それでは、閉会中の5月22日に開催した総務常任委員会の審査の概要について報告させていただきます。

継続審査、斑鳩町における発掘調査等の文化財の調査、保存及び活用に関することについてを議題とし、理事者に報告を求めたところ、ひとつ目、史跡藤ノ木古墳文化財体験アプリ「AR 藤ノ木古墳散策」について、ご寄付いただいた財源を活用し、藤ノ木古墳の魅力を伝えるとともに、現地で楽しみながら学べるアプリを作成したこと、二つ目に、史跡藤ノ木古墳の春季石室特別公開について、当日受付の方法で5月25日（土）と26日（日）の二日間開催すること、三つ目に、斑鳩町文化財活用センターの展示会について、6月30日（日）まで、文化財センター春季企画展「発掘調査速報展 新たに見つかった斑鳩のお宝」を開催していること、関連行事として、6月9日に歴史講演会を開催すること、四つ目に、史跡中宮寺跡の活用について、4月27日から5月12日の間、ご寄付いただいた鯉のぼりを掲揚し楽しんでいただいたことが報告されました。委員からアプリの活用について質疑があり、理事者から答弁がなされています。

次に、各課報告事項について、1．令和5年度町税不納欠損処分について、全体で19人、80万5,215円の不納欠損処分を行ったと報告がありました。委員からコロナ禍の影響などについて質疑があり、理事者から答弁がなされています。2．不登校対策の充実「“アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進について、斑鳩の子ども達の社会的自立を支えるため、本町独自の取組みとして、“アイ・キャッチ”プロジェクトを実施する。主として「未然防止」と「初期対応」の2つの柱で充実を図るもので、「I

趣旨」、「Ⅱ不登校児童生徒の現状」、「Ⅲ教育相談の充実」、「Ⅳ斑鳩の子ども達の社会的自立を支える」、「Ⅴ”アイ・キャッチ”プロジェクト」の推進」の5つの項目で、構成されていると報告がありました。委員から不登校児への働きかけについて、くるむの利用状況について、不登校児の出席扱いについてなどの質疑があり、理事者から答弁がなされています。

次に口頭報告として、1.（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事の工期の延長について、2. 定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方への給付、いわゆる調整給付について、3. 町外プール施設利用助成対象施設について報告がありました。委員より、町外プール補助対象施設について、町営プール事業について質疑があり、理事者から答弁がなされています。

以上で、各課報告事項については終わりました。

次に、その他について、委員より、駒塚古墳の排水設備について質疑があり、理事者から答弁がなされています。

以上が、当委員会の審査の概要です。詳細につきましては会議録に整理いたしますので、ご覧いただきますようお願いしまして、報告とさせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） 以上で、閉会中における各委員会の委員長報告が終わりました。

続きまして、お手元に配布しております議事日程表の、日程5. 議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について、から、日程26. 報告第10号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告について、まで、以上22議案を一括上程します。

町長から、本定例会に付議されました22議案について、総括提案説明を求めます。

中西町長。

○町長（中西和夫君） それでは、本定例会に付議いたしました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

はじめに、議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第30号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてであります。令和6年度の地方税制改正による個人住民税の定額減税の実施にあたり、

今後、国の様々な税制改正に対応できるよう、本条例において所要の改正を行うものがあります。

次に、議案第３１号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３２号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてであります。子育て支援のより一層の充実のため、斑鳩町立学童保育室の入室資格について、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３３号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてであります。介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第３４号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結についてであります。中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結について、予定価格が５千万円を超えることから、議会の議決を求めるものであります。契約の相手方は、柳生設備株式会社代表取締役 福地文雄、契約金額は、３億２，４５０万円であり、工期は、議会議決後から令和７年３月２４日までの２７８日間であります。

次に、承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）であります。令和６年度の地方税制の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が令和６年３月３０日に公布されたこと等に伴い、同年４月１日から施行される内容等に関し、本条例について速やかに整備する必要があることから、令和６年３月３０日付で専決処分させていただいたものであります。

その主な内容は、個人住民税では、定額減税の実施、固定資産税では、土地に係る負担調整措置の継続等、据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）であります。先の承認第４号と同様に専決処分させていただいたものであります。その主な内容は、土地に係る負担調整措置の継続

等について、所要の改正を行ったものであります。

次に、承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）であります。令和 6 年度の地方税制の改正を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和 6 年 3 月 30 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなり、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和 6 年 3 月 30 日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、国民健康保険税の軽減判定所得の基準額を見直したものであります。

次に、承認第 7 号 町長専決処分について承認を求めることについて（（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について）であります。（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事について、想定外の掘削中の湧水、地中埋設物の撤去などの対応に時間を要したことに加え、昨今の工事資材不足により電線ケーブル等の工事資材調達に遅れが生じたことにより、工期内に工事を完了することができない見通しとなったことから、工期を 46 日間延長し、議会議決後 362 日間に変更することについて、令和 6 年 4 月 18 日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第 8 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）であります。

先の承認第 7 号（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について専決処分させていただいたことに伴い、斑鳩町龍田西地区地域交流館を新たに斑鳩町地域交流館に加える改正を行う本条例の施行期日を変更する必要があったことから、令和 6 年 4 月 18 日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第 9 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）であります。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が令和 6 年 5 月 27 日から施行されることとなり、同法を引用する本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和 6 年 5 月 9 日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3 億 4,725 万円を追加し、歳入歳出それぞれ 110 億 1,758 万 4 千円とする補正予算について、令和 6 年 5 月 27 日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」を踏まえ、定額

減税しきれないと見込まれる方に対する給付金の支給並びに令和６年度で新たに住民税非課税又は住民税均等割のみ課税となる世帯に対する給付金の支給について、迅速な対応を行うための国庫補助金の受入れとその給付に関する予算補正であります。

次に、承認第１１号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）であります。令和５年度の本特別会計において、医療等に要した費用など歳出に対して歳入が不足したため、令和６年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４，２００万円を追加し、歳入歳出それぞれ２８億２，２９０万円とする補正予算について、令和６年５月２８日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、承認第１２号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について）であります。令和５年度の本特別会計において、歳出に対して歳入が不足したため、令和６年度の歳入を繰り上げてこれに充てる必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ２５万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ６億１，０２５万４千円とする補正予算について、令和６年５月２８日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、同意第１号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてであります。現委員の大方豊氏の任期が、令和６年６月２８日をもって満了となることから、引き続き、大方豊氏を同委員に選任することについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、報告第５号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第１号）について）であります。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３３万４千円を追加し、歳入歳出それぞれ１０６億７，０３３万４千円とする補正予算について、議会の議決により指定された事項として、令和６年４月４日付で専決処分させていただいたものであります。その内容は、消防団員の退職に伴う消防団員退職報償金の受入れ及び支給に関する予算補正であります。

次に、報告第６号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）であります。去る令和６年３月１８日、斑鳩町法隆寺西３丁目地内町道において、車検に伴う公用車の代車を運転中に前方に停車中の乗用車に接触し損傷させた事故による損害賠償の額が決定したことから、議会の議決により指定された事項として、令和６年５月９日付で専決処分させていただいたものであります。

次に、報告第7号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）について）であります。先の報告第6号 損害賠償の額の決定について専決処分させていただいたことに伴う損害賠償金の支払いであります。

次に、報告第8号 令和5年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてであります。令和5年度予算において繰越明許費とした地域交流館整備事業の他13事業について、令和6年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第9号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてであります。令和5年度から2か年継続事業である公共下水道事業（第13処理分区17工区－1工事）について、継続費の逓次繰越を行ったことから、その報告を行うものであります。

次に、報告第10号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてであります。令和5年度において、公益財団法人斑鳩町文化振興財団が実施した公演・文化講座事業は24事業であり、これら事業を含めた公益目的事業の実施に要した事業費は1億3,290万9,547円となっております。また、収益事業等に要した事業費は2,266万3,026円となっております。

以上をもちまして、提案いたしましたそれぞれの議案につきましての概要説明とさせていただきますが、いずれの議案につきましても温かいご審議を賜りまして、原案どおり議決をいただきますようお願い申し上げます。

ご清聴ありがとうございました。

○議長（中川靖広君） ここでお諮りします。

本日提出されております議案について、ただ今町長から総括提案説明を受けましたので、日程5．議案第29号から、日程10．議案第34号までの町長提案の6議案については、会議規則第39条第3項の規定により、提案説明を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、これより議事日程に従い議事を進めてまいります。

日程5．議案第29号 斑鳩町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第２９号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第２９号は、厚生常任委員会に付託します。

日程６．議案第３０号 斑鳩町保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第３０号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第３０号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程７．議案第３１号 斑鳩町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第３１号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第３１号は、厚生常任委員会に付託します。

続いて、日程８．議案第３２号 斑鳩町立学童保育室条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君） この議案第３２号なんですが、これ対象者の幅を広げる、新旧対照表見ますと町内に在住されている方であれば、斑鳩の、公立の小学校に行かれてない方も広げるように、これから見ると見えるんですが、今現在の学童保育の定員と来ていただいている方の状況をちょっとお聞きしたいんですがお願いいたします。

○議長（中川靖広君） 本庄教育次長。

○教育次長（本庄徳光君） それぞれ各小学校３学童ございます。それぞれ条例上の定員のほうは超えておる状況ではございますが、面積要件、児童１人あたり１．６５㎡これによります面積要件につきましては、満たしているというところで、今現在受入れを全てさせていただいている状況でございます。

○議長（中川靖広君） ５番、伴議員。

○５番（伴吉晴君） 実質的にはいけるだろうということでこの議案を出された。ただ、やはりうまく噛み合わなければ町立の小学校に通われている方が行けなくなる。一例をあげれば、私立の町外の小学校に行かれている方が学童に、町立の学童に行かれるためにオミットされる、そういうことも可能性としては考えられる。なおかつ当斑鳩町には民間の学童というのも実質存在している、そのあたりで本当にこれどうなんかなという

ような形で質問させていただいた。私の思いとしてはそういうことでよろしく願います。以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第３２号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第３２号は、総務常任委員会に付託します。

日程９．議案第３３号 斑鳩町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に係る基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第３３号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第３３号は、厚生常任委員会に付託します。

日程１０．議案第３４号 中央体育館空調設備整備工事請負契約の締結についてを議題とし、総括質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、議案第３４号に関する総括質疑を終結します。

ただ今、議題となっています議案第３４号は、総務常任委員会に付託します。

続いて、日程１１．承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第４号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第４号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について）についてご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第４号

町長専決処分について承認を求めることについて

(斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について)

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年6月3日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第5号

専決処分書

斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月30日

斑鳩町長 中西和夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。今回の条例改正は、令和6年度の地方税制の改正を内容とする、地方税法等の一部を改正する法律が、令和6年3月30日に公布されたことに伴い、令和6年4月1日から施行される内容に関し、本条例について速やかに整備する必要があったことから、令和6年3月30日付けで専決処分をさせていただきましたものです。

1. 主な改正内容です。(1)の個人町民税では、定額減税の実施として、前年の合計所得額が1,805万円以下の個人町民税所得割の納税義務者を対象に、本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円を減税します。(2)の固定資産税では、土地に係る負担調整措置の継続等として、現行の負担調整措置について、令和8年度まで3年間延長します。

また、据置年度における価格の下落修正の特例措置の継続として、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続し、令和7年度及び8年度について適用します。

(3)のその他法令の改正による条文整理等所要の改正として、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。

次に、2. 施行期日です。施行期日は、令和6年4月1日から施行します。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第４号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第４号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第４号については、満場一致で承認されました。

日程１２．承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第５号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第５号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）についてご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第５号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和６年６月３日提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第6号

専決処分書

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分する。

令和6年3月30日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。今回の条例改正は、先の承認第5号と同様に、地方税法等の一部改正により、令和6年3月30日付けで専決処分させていただきましたものです。

1. 主な改正内容です。(1)の土地に係る負担調整措置の継続等では、現行の負担調整措置について、令和8年度まで3か年延長します。(2)のその他法令の改正による条文整理等所要の改正では、地方税法の一部改正等に伴い、同法を引用する条項に係る条文整理等、所要の改正を行ったものです。

次に、2. 施行期日です。施行期日は、令和6年4月1日から施行します。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第5号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第5号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第5号については、満場一致で承認されました。

日程 13. 承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第 6 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第 6 号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）につきまして、ご説明申しあげます。

はじめに議案書を朗読いたします。

承認第 6 号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読させていただきます。

斑専第 7 号

専決処分書

斑鳩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 30 日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、条例の改正内容につきまして、ご説明申しあげます。議案書末尾の条例要旨をご覧いただきたいと思います。なお、条例本文、新旧対照表の朗読は省略させてい

ただき、本要旨をもって説明に代えさせていただきますので、ご了承いただきますよう
よろしくお願いいたします。

今回の国民健康保険税条例の一部改正につきましては、令和６年度の地方税制の改正
を内容とする地方税法施行令の一部を改正する政令が令和６年３月３０日に公布され、
同年４月１日から施行されることとなり、本条例について、速やかに整備する必要があ
りましたことから、令和６年３月３０日に専決処分させていただいたものでございます。

１．の改正内容であります。（１）軽減判定所得の基準額の見直しであります。均
等割額及び世帯別平等割額が５割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を２９万
円から２９万５千円に、２割軽減となる世帯では、被保険者数に乘じる額を５３万５千
円から５４万５千円に見直ししたものであります。

次に、２．の施行期日等であります。（１）施行期日は、令和６年４月１日から施行
するものであります。（２）適用区分は、改正後の条例の規定は、令和６年度以降の年
度分の国民健康保険税について適用し、令和５年度分までの国民健康保険税につきまし
ては、なお従前の例によるものでございます。

以上が、本条例の改正内容であります。

何とぞ、温かいご審議をいただき、原案どおりご承認いただきますよう、よろしくお
願いを申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第６号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第６号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第６号については、満場一致で承認されました。

日程１４．承認第７号 町長専決処分について承認を求めることについて（（仮称）
斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することに
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第7号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 承認第7号 町長専決処分について承認を求めることについて（（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について）について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第7号

町長専決処分について承認を求めることについて

（（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年6月3日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第9号

専決処分書

（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり 専決処分する。

令和6年4月18日

斑鳩町長 中西和夫

それでは、議案書末尾をご覧くださいませでしょうか。

本請負契約の変更は、（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事について、令和6年4月30日の完成をめざし、工事を進めてきましたが、工事の施工過程において、想定外の掘削中の湧水が生じ、工事工法の変更とそれに伴う重機等の再手配が必要となったこと及び地中埋設物の撤去などの対応に時間を要したことに加え、昨今の工事資材不足の状況において、建物内配線工事にかかる電線ケーブル等の資材の調達に遅れが生じました。

このことから、本工事竣工期日である本年4月30日までに工事完了にいたらない見

通しであったことから、工期を工事日数３１６日間に、４６日を加え令和６年６月１５日までの３６２日間に延長する変更契約の締結について、専決処分させていただいたものです。以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

１２番、木澤議員。

○１２番（木澤正男君） 今回工期の変更ということですが、いろいろなことが起こって、それによって新たな費用負担等は発生しなかったんでしょうかね。

○議長（中川靖広君） 西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 工期等の変更に伴う費用負担はございませんでした。以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第７号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第７号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第７号については、満場一致で承認されました。

日程１５．承認第８号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第８号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第8号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第8号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年6月3日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第10号

専決処分書

斑鳩町地域交流館設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月18日

斑鳩町長 中西和夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。

このたびの条例改正は、先の承認第7号のとおり、（仮称）斑鳩町龍田西地区地域交流館整備工事請負契約の変更について、専決処分させていただいたことに伴い、龍田西地区地域交流館を、新たに斑鳩町地域交流館に加えることとした、本一部改正条例の施行期日を変更する必要があったことから、その一部改正条例について、専決処分させていただいたものでございます。以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第８号に関する質疑を終結します。
お諮りします。

承認第８号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第８号については、満場一致で承認されました。

日程１６．承認第９号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第９号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、承認第９号 町長専決処分について承認を求めることについて（斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について）について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第９号

町長専決処分について承認を求めることについて

（斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供
に関する条例の一部を改正する条例について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和６年６月３日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、２枚目の専決処分書を朗読します。

専決処分書

斑鳩町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に

関する条例の一部を改正する条例について

標記について、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 9 日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本条例の改正内容については、議案書の末尾の要旨をもって、説明に替えさせていただきます。条例改正文、新旧対照表の朗読は省略させていただきますので、よろしくお願いします。それでは、議案書末尾の要旨をご覧ください。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行されることに伴い、本条例において、法律を引用する条項について、速やかに整備する必要があったことから、令和 6 年 5 月 9 日付けで専決処分をさせていただいたものです。

1. 改正内容です。引用条項の改正として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表 2 が廃止されることから、同表を引用する文言を改めます。

次に、2. 施行期日です。施行期日は、令和 6 年 5 月 2 7 日から施行します。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第 9 号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第 9 号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第 9 号については、満場一致で承認されました。

ここで 1 0 時 4 5 分まで休憩します。

（ 午前 1 0 時 2 5 分 休憩 ）

(午前 10 時 45 分 再開)

○議長（中川靖広君） 再開いたします。

日程 17. 承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第 10 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） 承認第 10 号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について）について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

承認第 10 号

町長専決処分について承認を求めることについて

(令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について)

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和 6 年 6 月 3 日提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2 枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第 14 号

専決処分書

令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 3 号）について

標記について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 27 日

斑鳩町長 中西和夫

本補正予算は、デフレ完全脱却のための総合経済対策により定額減税とあわせて実施する新たな住民税均等割非課税世帯等への給付及び定額減税しきれないと見込まれる方への給付、いわゆる「調整給付」について、速やかに実施する必要があることから、令和6年5月27日付けで専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第15款 国庫支出金、第2項 国庫補助金では、第1目 総務費国庫補助金で、これら給付の実施にあたり、その実施にかかる費用について、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が交付されることから、3億4,725万円を増額補正させていただいたものです。

続きまして、歳出予算の補正です。9ページと10ページをお願いします。第2款 総務費、第1項 総務管理費では、第13目 定額減税補足給付金給付事業費で、定額減税補足給付金2億5千万円と、その支給に必要な事務費1,543万6千円、あわせて、2億6,543万6千円を増額補正させていただいたものです。

次に、第3款 民生費、第1項 社会福祉費では、第12目 低所得者支援等補足給付金給付事業費で、こども加算給付金及び住民税均等割非課税世帯等給付金8千万円と、その支給に必要な事務費386万2千円、あわせて、8,386万2千円を増額補正させていただいたものです。

11ページと12ページをお願いします。第12款 予備費では、今回の補正に要する財源として、204万8千円を充当しています。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 347,250千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 11,017,584千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月27日専決

斑鳩町長 中西 和 夫

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第１０号に関する質疑を終結します。
お諮りします。

承認第１０号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第１０号については、満場一致で承認されました。

日程１８．承認第１１号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）を議題とします。
お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第１１号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第１１号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

承認第１１号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第３項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和６年６月３日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第15号

専決処分書

令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月28日

斑鳩町長 中 西 和 夫

今回の補正の内容につきましては、令和5年度予算の医療費等に係ります歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和6年度予算からその不足分を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明を申し上げます。
補正予算書の7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに歳入予算で、第7款 諸収入、第2項 雑入、第4目 歳入欠かん補填収入で、4,200万円を増額させていただいたものでございます。

続きまして、歳出であります。9ページ、10ページをご覧ください。第10款 前年度繰上充用金、第1項 前年度繰上充用金、第1目 前年度繰上充用金で、4,200万円を増額させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただき、予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和6年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 42,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 2,822,900千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月28日 専決

斑鳩町長 中 西 和 夫

以上で、承認第１１号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議をいただき、原案どおり承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第１１号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第１１号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、承認第１１号については、満場一致で承認されました。

日程１９．承認第１２号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって承認第１２号については、委員会付託を省略します。理事者の提案説明を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、承認第１２号 町長専決処分について承認を求めることについて（令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について）につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

承認第１２号

町長専決処分について承認を求めることについて

（令和６年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について）

標記について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分し

たので、同条第3条の規定により報告し、議会の承認を求めます。

令和6年6月3日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第16号

専決処分書

令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月28日

斑鳩町長 中西和夫

今回の補正の内容でございますが、令和5年度予算の歳出が、歳入を上回ることとなり、歳入欠かんが生じたことから、地方自治法施行令第166条の2の規定により、令和6年度予算からその不足分を繰り上げて、これに充てるものでございます。

それでは、補正予算書の予算に関する説明書によりまして、ご説明申し上げます。補正予算書の7ページと8ページをご覧くださいと思います。

はじめに歳入予算で、第6款 諸収入 第3項 雑入 第3目 歳入欠かん補填収入で、25万4千円、増額させていただいたものでございます。

続いて、歳出であります。9ページ、10ページをご覧ください。第5款 前年度繰上充用金 第1項 前年度繰上充用金 第1目 前年度繰上充用金で、25万4千円を増額させていただいております。

それでは、1ページにお戻りいただき、予算総則を朗読いたします。

令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 254千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 610, 254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年5月28日 専決

以上、承認第12号町長専決処分について承認を求めることについて（令和6年度斑鳩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について）の説明とさせていただきます。

何とぞ温かいご審議をいただきまして、原案どおり承認いただきますよう よろしくお願いを申しあげます。

○議長（中川靖広君） 説明が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 今回、払い過ぎてたというふうにお聞きしたんですけど、ちょっとその辺の詳細を教えてくださいませんか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 令和5年度決算を精査しております中で、令和5年度において納付している保険料負担金が超過して支払いをしていることが判明いたしました。そのため令和5年度決算におきまして、歳入不足となり、赤字が発生することとなりましたので、繰り上げ充用をお願いしたものでございます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） その超過納付になった原因というのは为什么呢。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 現在詳細につきましては調査中でございますけれども、本来6年度予算で入としなければならないところを、誤って5年度予算で歳入で入れてしまったということが原因だというふうに思われます。

○議長（中川靖広君） 12番、木澤議員。

○12番（木澤正男君） 広域連合からの請求が過剰だったとか、そういうことではなしに、こちら側の事務手続きになにかミスっていうか、そういうことがあったという理解でよろしいでしょうか。

○議長（中川靖広君） 栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） 広域連合からは一切請求とかはございませんので、こちらの単なるミスだというふうに把握をしております。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、承認第12号に関する質疑を終結します。

お諮りします。

承認第 12 号については、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、承認第 12 号については、満場一致で承認されました。

次に、日程 20. 同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(中川靖広君) 異議なしと認めます。

よって、同意第 1 号については、委員会付託を省略します。

理事者の提案説明を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長(西巻昭男君) それでは、同意第 1 号 斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて、ご説明します。

本同意は、現委員である大方豊氏の任期が、令和 6 年 6 月 28 日をもって満了となることから、引き続き、大方豊氏を同委員として選任することについて、議会の同意を求めるものです。

それでは、議案書を朗読させていただきまして、ご説明とします。

同意第 1 号

斑鳩町公平委員会委員の選任について同意を求めることについて

標記について、下記の者を斑鳩町公平委員会委員に選任したいので、地方公務員法第 9 条の 2 第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。

令和 6 年 6 月 3 日 提出

斑鳩町長 中 西 和 夫

記

住 所 斑鳩町五百井 1 丁目 3 番 6 号

氏 名 大方 豊

生年月日 昭和 29 年 7 月 18 日

大方豊氏の、略歴については、次のページに、記載のとおりです。朗読につきましては、省略をさせていただきます。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

何とぞ、満場一致をもってご同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） お諮りします。

同意第1号については、質疑、討論を省略し、原案に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、同意第1号については、満場一致で同意されました。

次に、日程21．報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）を議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第5号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第5号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について）

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年6月3日提出

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読します。

斑専第8号

専決処分書

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年4月4日

斑鳩町長 中 西 和 夫

本補正予算は、消防団員1名の退職に伴う消防団員退職報償金の支給に関する補正について、令和6年4月4日付けで、専決処分させていただいたものです。

それでは、本補正予算の内容について、ご説明します。補正予算書の7ページと8ページをお願いします。

はじめに、歳入予算の補正です。第21款 諸収入、第5項 雑入では、第5目 雑入で、消防団員退職報償金受入金33万4千円を増額補正させていただいたものです。

9ページと10ページをお願いします。続きまして、歳出予算の補正です。第8款 消防費、第1項 消防費では、第2目 非常備消防費で、消防団員1名の退団に伴う退職報償金33万4千円を増額補正させていただいたものです。

恐れ入りますが、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

予算総則を朗読させていただきます。

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 334千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 10,670,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年4月4日専決

斑鳩町長 中 西 和 夫

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りまして、原案どおり、ご承認いただきますよう、お願い申しあ

げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第５号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第５号については終わります。

次に、日程２２．報告第６号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について）、および日程２３．報告第７号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）について）の２議案は、いずれも同一事故にかかる議会の委任による町長専決処分の報告です。

よって、会議規則第３７条の規定により２議案を一括議題とし、会議規則第３９条第３項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第６号及び報告第７号の２議案については、一括議題とし、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

栗本住民生活部長。

○住民生活部長（栗本公生君） それでは、報告第６号 議会の委任による町長専決処分の報告について（損害賠償の額の決定について） および 報告第７号 議会の委任による町長専決処分の報告について（令和６年度斑鳩町一般会計補正予算（第２号）について）につきまして、一括してご説明申しあげます。

まず、報告第６号であります。議案書を朗読いたします。

報告第６号

議会の委任による町長専決処分の報告について

（損害賠償の額の決定について）

標記について、地方自治法第１８０条第１項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第２項の規定により報告します。

令和６年６月３日 提出

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして、２枚目の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書

損害賠償の額の決定について

標記について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 5 月 9 日

斑鳩町長 中西 和 夫

続きまして裏面でございます。損害賠償の額の決定についてであります。

損害賠償の額の決定について

斑鳩町法隆寺西 3 丁目地内町道において、公用車代車を運転中に前方に停車中の相手方が運転する乗用車に接触し、損傷させた事故に係る損害賠償を次のとおり決定する。

記

- | | |
|-------------|---|
| 1. 損害賠償の額 | 238,435 円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | 奈良県生駒郡斑鳩町龍田 2 丁目 3 番 15 号
株式会社 中谷組 代表取締役 應矢 正博 |

- | | |
|-------------|---|
| 1. 損害賠償の額 | 236,236 円 |
| 2. 損害賠償の相手方 | 奈良県生駒郡斑鳩町興留 5 丁目 2 番 15 号
株式会社 福德整備工場 代表取締役 福井 美智代 |

本件につきましては、去る 3 月 18 日、正午頃、事業系一般廃棄物搬入展開検査実施のため、最終処分場へ向かう際、法隆寺西 3 丁目地内、役場南西側交差点北側において、役場地下駐車場から国道 25 号に向かい南下していたところ、信号待ちをしておられました。斑鳩町龍田南 4 丁目 7 番 30 号に居住の奥川賢士氏が乗車する車両に追突するという事故が発生したものであります。

当日、業務のため運転しておりましたのは、環境対策課主査、多田ゆいであり、当日、運転しておりました車両は、公用車車検による代車であり、ブレーキを踏み損ねるという運転ミスが原因と思われます。

この事故によります損害賠償として、奥川氏が乗車していた車両は、勤務されている株式会社中谷組の車両でありますことから、代車の保険適用額を差し引いた残金 23 万 8,435 円を、株式会社中谷組に支払うことで、また、代車の修理代といたしまして、23 万 6,236 円を、車検先であります株式会社福德整備工場に支払うことで、物損に関する示談が成立いたしましたことから、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、

議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、令和6年5月9日付で損害賠償の額の決定について専決処分をさせていただいたものであり、同法同条第2項の規定により議会に報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第7号についてあります。議案書を朗読させていただきます。

報告第7号

議会の委任による町長専決処分の報告について

(令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について)

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和6年6月3日 提出

斑鳩町長 中西和夫

続きまして、2枚目の専決処分書を朗読いたします。

斑専第13号

専決処分書

令和6年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について

標記について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月9日

斑鳩町長 中西和夫

これは、先ほどの報告第6号の損害賠償の額の決定について、専決処分させていただいたことに伴います損害賠償金の支払いのための補正であります。

当該事故につきましては、公用車代車による事故のため、町が加入する自動車損害共済保険は適用することができないことから、歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正するものでございます。

補正予算書の予算に関する説明書に基づき、ご説明させていただきます。5ページ、6ページをご覧くださいと思います。

歳出予算の補正でございます。第4款 衛生費 第1項 保健衛生費 第1目 保健衛生総務費補償補填および賠償金で、賠償金として47万5千円、増額補正させていただいたものであります。

次に、第12款 予備費 第1項 予備費 第1目 予備費で、47万5千円を充当

いたしましたものでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りいただき、予算総則を朗読いたします。

令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度斑鳩町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額を補正することなく、歳出予算の款項のみを補正する。

2 歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 5 月 9 日 専決

斑鳩町長 中 西 和 夫

今後、このようなことを起こすことがないように、一層、注意してまいりますとともに、職員の安全管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上で、報告第 6 号及び第 7 号の報告についての説明とさせていただきます。何とぞ、よろしくご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） これをもって、質疑を終結します。

報告第 6 号及び報告第 7 号については終わります。

次に、日程 24．報告第 8 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。よって、報告第 8 号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

西巻総務部長。

○総務部長（西巻昭男君） それでは、報告第 8 号 令和 5 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、ご説明します。

はじめに、議案書を朗読します。

報告第 8 号

令和 5 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

標記について、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和 6 年 6 月 3 日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、次のページの、令和 5 年度斑鳩町一般会計繰越明許費繰越計算書により、ご説明します。

本報告は、令和 5 年度予算において、繰越明許費とした、地域交流館整備事業のほか、13 事業について、令和 6 年度予算に繰り越す金額が確定したことから、その報告を行うものでございます。最終行の合計欄ですが、これら事業の翌年度繰越額は、合計 4 億 5,789 万 2,760 円で、その財源内訳は、未収入特定財源の国・県支出金で、2 億 4,417 万 4,800 円、地方債で、9,350 万円、その他で、225 万円、一般財源で、1 億 1,796 万 7,960 円となっています。

以上をもちまして、説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第 8 号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第 8 号については終わります。

次に、日程 25. 報告第 9 号 令和 5 年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第 9 号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第9号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について、ご説明を申し上げます。

はじめに、議案書を朗読させていただきます。

報告第9号

令和5年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告について

標記について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年6月3日提出

斑鳩町長 中西和夫

本報告につきましては、令和5年度から2か年継続事業として取り組んでおります目安北2丁目の17工区－1工事につきまして、令和5年度に係ります支出予算の経費のうち、通次繰り越しを行いました額について、地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により報告させていただくものでございます。

2枚目の繰越計算書をお願いいたします。第1款 資本的支出、第1項 建設改良費事業名 公共下水道事業（第13処理分区17工区－1工事）では、令和5年度の継続費予算現額2千万円、支払義務発生額0円、残額2千万円を翌年度に通次繰り越しするものでございます。

以上、報告第9号 令和5年度斑鳩町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告についての説明とさせていただきます。

ご理解賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第9号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第9号については終わります。

次に、日程26．報告第10号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告についてを議題とします。

お諮りします。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 異議なしと認めます。

よって、報告第10号については、委員会付託を省略します。

理事者の報告を求めます。

上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） それでは、報告第10号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに議案書を朗読いたします。

報告第10号

令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告について

標記について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和6年6月3日提出

斑鳩町長 中西 和 夫

それでは、令和5年度事業報告書に基づきまして、ご説明申し上げます。1ページをお願いいたします。財団の概況でございます。

【3】財団の事業では、（1）公益目的事業として、公演・文化講座事業では、当初の予定どおり自主文化事業24事業を実施しており、これらの事業収益は、1,325万4,792円で、事業費は1,748万6,952円となっております。

次に、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,648万2,922円で、事業費は1億1,542万2,595円となっております。

次に、コピーサービス料金や町からの指定管理料などの共通収入を経理する「共通」では、事業収益9,920万8,253円でございます。

この結果、公益目的事業合計は、事業収益、1億2,894万5,967円、事業費1億3,290万9,547円となっております。

次に（2）収益事業等でございます。販売や営利活動などの公益目的以外の利用に係る事業として、ホール管理・貸与事業では、事業収益1,088万9,647円で、事業費は、692万6,067円でございます。

次に、図書館管理事業では、事業収益、及び事業費とも1,573万6,959円となっております。なお、ホール全体に係る委託料、光熱水費等の管理費につきまして、利用面積分の22%を図書館分として按分しております。この結果、収益事業合計は、事業収益2,662万6,606円、事業費、2,266万3,026円となっております。これらの事業実施状況につきましては、事業報告書の3ページから6ページに、

また、施設使用状況及び施設使用料につきましては、7ページから10ページにまとめております。令和5年度は、新型コロナウイルス感染症が5月8日に5類感染症に移行し、行動制限が撤廃されたことから、施設の使用状況は、昨年度に比べ、大幅に改善いたしました。

次に、財務諸表でございます。11ページの貸借対照表をご覧ください。資産の部の1.流動資産合計、及び負債の部の1.流動負債合計は、ともに前年度と比較して313万4,178円増の2,576万5,414円となっております。

また、資産の部の2.固定資産では、(1)基本財産で前年度と同額の1千万円、(2)その他固定資産では、9,827円で、固定資産の合計は、1,000万9,827円となっております。これに流動資産を加えた資産合計は3,577万5,241円で、負債及び正味財産合計と同額となっております。12ページに、会計別の貸借対照表を整理いたしております。

次に18ページをお願いいたします。令和6年3月31日現在の財産の保有状況でございます。最下段の正味財産では1,000万9,827円となり、貸借対照表の正味財産合計と一致いたしております。また、19ページ以降は、正味財産増減計算書の事業区分内訳表説明書となっております。

29ページをお願いいたします。令和6年4月26日に実施されました、監査結果について、その報告書を添付いたしております。

以上、報告第10号 令和5年度斑鳩町文化振興財団事業報告についての説明とさせていただきます。

ご理解を賜りまして、ご了承いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中川靖広君） 報告が終わりましたので、本案について質疑をお受けします。

4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 6ページの④友の会事業について、たぶん以前も質問させてもらったと思うんですけども、コロナ前ですね、2019年からの推移っていうのを教えていただいていいですか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 友の会の推移でございますね。令和4年につきましては、一般会員で202名でございます。令和5年に入りまして、30名増の232名となっております。法人会員につきましては、令和4年、5年ともに、20件となっている状況でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） その1年間じゃなくて、コロナになって3年間、2類で行動制限があった前の年からの変化ってわかりますか。

○議長（中川靖広君） 上田都市建設部長。

○都市建設部長（上田俊雄君） 令和元年度には383件あったものが、一般会員についてご説明申し上げますと、令和元年が383名、令和2年度に206名、令和3年度に176名、それが、令和4年度に202名、令和5年度は232名でございます。法人会員につきましては、令和元年には、75件会員が、令和2年には32件、令和3年度に21件、令和4年度、令和5年度が20件でございます。

○議長（中川靖広君） 4番、小城議員。

○4番（小城世督君） 前も言わせてもらったと思うんですけども、コロナも5類に移行してですね、またいろいろ事業もやっていけると思うんで、しっかり会員が増やせるように努力してやっていってもらえたらなと、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（中川靖広君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（中川靖広君） 報告第10号に関する質疑を終結します。

これをもって、報告第10号については終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。

明4日から5日は休会、6日は午前9時から一般質問を予定しておりますので、定刻にご参集をお願いします。

本日は、これをもって散会します。

おつかれさまでした。

（午前11時36分 散会）